

関係市町村首長
各位
隣保館館長

全国隣保館連絡協議会
会長 川崎 正明
(公印省略)

「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」
にかかると協力について(依頼)

謹啓 貴職におかれましては、日頃から全隣協活動に対し、ご理解とご協力をたまわり、心より感謝申し上げます。

さて、厚生労働省が実施する「平成23年度社会福祉推進事業」の採択団体が、2011(平成23)年10月17日に決定しました。

この事業は、厚生労働省(地域福祉課)が、『社会福祉事業の発展改善に寄与すること』を目的に募集し、採択された事業に補助金をつけるというものです。今年も昨年に引き続き、対象事業の一つに隣保館に関する事業が明記され、(社会福祉法人)大阪府総合福祉協会が事業申請を行い、採択されました。(全隣協は、任意団体のため事業申請者となれません。)

直接、全隣協に関係する具体事業の一つが、本依頼の「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査(各館を通じた行政データの収集)」で、調査内容と調査結果の分析等については、調査委員会(メンバーは別添要綱/全隣協から川崎会長以下7名が参加)で検討しますが、調査票の配布から回収までの作業を全隣協が行なうこととなりました。

この調査に全隣協が全力をあげて取り組む趣旨は、「隣保館運営費補助金制度存続」の取り組みの一つとして、隣保館の有用性や存在意義を対外的にも広くアピールし位置づけることはもとより、隣保館を取り巻く現状について各種行政データを収集・駆使することで、残された課題や今後取り組むべき課題等を見出すための基礎データとして活用したいと考えているからです。

したがって、回収は100%を目指しますので、全隣保館の協力を要請します。(ご返送期限:2012年1月31日)

どうか、本取り組みの趣旨をご賢察いただき、別添の調査票(報告様式)に基づきご回答いただきますようお願い申し上げます。また、調査票(報告様式)には隣保館名を明記させていただいています。なお、ご回答に際し、不明や疑問のお問い合わせは、下記の問い合わせ先へいただきますようお願いいたします。

※調査票(報告様式)原本のご返送には、同封しています返信用封筒をご利用ください。

謹白

<同封内容>

- | | | | | |
|---|-------------------------------|--------|-------|----|
| ① | 今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査 | 「報告様式」 | | 1部 |
| ② | | 同上 | | |
| ③ | | 同上 | | |
| ④ | | 同上 | | |
- 「調査要綱」..... 1部
「実施要領」..... 1部
「調査の手順」..... 1部

調査内容に関する問い合わせ先

○調査委員会事務局 / (社会福祉法人)大阪府総合福祉協会(担当:伊藤)

〒552-0001 大阪府大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

電話(06)6581-8674 / FAX(06)6581-8675

調査票(報告様式)の送付先

全国隣保館連絡協議会事務局(担当:中川・中本)

〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福社会館内3階

電話(06)6711-0356 / FAX(06)6711-0357

今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査
実施要領

2011/11/1

1 調査の目的

隣保館が対象とする「地域住民」及び「周辺地域住民」の生活等の実態把握を行い、もって、地域福祉における重要な使命をもつ隣保館が、「社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討委員会報告書」（2000（平成12）年）および「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」（2008（平成20）年）でうたわれた今日的な福祉課題の一翼を担うための基礎資料を得ることを目的とする。

2 実施項目

	大項目	小項目
-	府県・市町村名、施設名、担当者名、日付	
(1)	年齢階層別人口構造	年齢階層別人口構造（5歳階級）
(2)	過去10年間の人口動態	過去10年間の自然増減・社会増減
(3)	世帯の状況	世帯数、高齢者世帯、高齢単身者（男女別）世帯の数、父子世帯・母子世帯
(4)	住民税課税人口の状況	所得割課税人口、均等割課税人口、非課税人口
(5)	生活保護受給世帯の状況	保護世帯数、世帯類型別受給世帯数、受給期間別受給世帯数
(6)	障がい者の状況	障がい者手帳所持数、障がい種別・等級、年齢区分
(7)	介護保険制度 要介護認定者の状況	保険区分別認定者数、等級
(8)	乳幼児健診未受診者の状況	未受診者数
(9)	市町村立中学校卒業生及び進学等の状況	卒業生数及び高校進学者等の数
(10)	市町村立小中学校長欠者及び就学援助利用者の状況	長欠児童・生徒数、就学援助利用者数
(11)	住宅及び市町村営住宅の状況	住宅の所有形態、市町村営住宅の管理戸数、建設年、住宅設備（エレベーター、浴室、トイレ）
(12)	市町村営住宅に住まう地域住民の状況	収入分位、生活保護受給の有無、世帯人数と住戸面積

※調査範囲は「地域住民」「周辺地域住民」、及び「市町村」の3区分とする。

ただし、(11)は「地域住民」と「市町村」、(12)は「地域住民」のみとする。

3 記入についての全般的留意事項

(1) 「地域住民」及び「周辺地域住民」とは、次の範囲を指す。

①地域住民とは、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域の住民をさす。これは、隣保館設置運営要綱に関して大阪府福祉部地域福祉課が行った問い合わせに対して、厚生労働省社会援護局地域福祉課から提出された2010年12月3日付けの回答文章による(資料参照)。ただし、同回答文章では、「何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域の住民」も「地域住民」として規定されているが、これら住民に関する調査は事実上不可能なため、対象外とする。

②周辺地域住民とは、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域に隣接する地域の住民をさす。これは①で取り上げた厚生労働省の回答文章による。なお本調査では、隣接する地域を「地域住民が主に通う小学校の校区」と解し、「同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域の小学校区住民」を「周辺地域住民」とする。

(2) 調査票は、1 隣保館の事業範囲内に複数の対象地域がある場合は、各対象地域ごとに作成する。その場合、調査票は各館で複製して使用する事。

(3) 複数の対象地域を有する場合、各調査項目の「市町村」の事項については、いずれかひとつの対象地域の調査票のみ記入すればよい。

(4) 調査の内容は、原則として基準日において把握している最新の既存資料を基に記入する。

(5) 調査票の数字は、算用数字で記入する。

4 項目別記入上の留意事項

[1] 年齢階層別人口構造

- ・ 人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票から記入する。
- ・ 原則として調査基準日である平成23年10月1日のものとする。

[2] 過去10年間の人口動態

- ・ 人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票に基づくものとする。
- ・ 原則として調査基準日である平成23年10月1日のものとする。
- ・ 自然増減=出生数-死亡数とする。マイナスになる場合は、数字の頭に-符号を付ける。
- ・ 社会増減=転入数-転出数とする。マイナスになる場合は、数字の頭に-符号を付ける。

[3] 世帯数の状況

- ・ 世帯数は、住民基本台帳及び外国人登録原票から記入する。
- ・ 原則として調査基準日である平成23年10月1日のものとする。
- ・ 「世帯」は、住居及び生計を共にする者の集まり、又は独立して住居を維持する単身者を言い、国勢調査における一般世帯、施設等の世帯の両方を含む。
- ・ 世帯類型は、次のとおりとする。

①「高齢者世帯」は、65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

②「父子世帯」は、死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の男子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯をいう。

- ③「母子世帯」は、死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。

[4] 住民税課税人口の状況

- ・「所得割課税人口」及び「均等割課税人口」は、住民税の課税状況により記入する。なお、所得割及び均等割のいずれもが課税されている者は、その両方にカウントすることとする。
- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。
- ・「住民税非課税人口」は、住民税が課税されていない者を記入する。なお、減免により住民税の税額がなくなった者については、これに含めないで、住民税が課税された者として取り扱うこととする。

[5] 生活保護受給世帯の状況

- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。
- ・世帯類型は、次のとおりとする。
 - ①「A高齢者世帯」は、65 歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯をいう。
 - ②「B母子世帯」は、死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者のいない 65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。
 - ③「C傷病世帯」は、世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。
 - ④「D障がい者世帯」のうち「身体」障がい者世帯と「精神」障がい者世帯は、世帯主が障がい者加算を受けている世帯をいう。「知的」障がい者世帯は、身体障がいや精神障がいと同等の障がいを有し、世帯主が障がい者加算を受けている世帯をいう。
 - ⑤「Eその他の世帯」は、以上に該当しない世帯をいう。
 - ⑥ 世帯類型が 2 欄以上にわたって該当する場合は、A>B>C>D>E の順に優先して 1 欄のみ計上すること。
 - ⑦「生活保護の受給状況」における「受給期間」について、保護が中断した場合は、過去の期間は加算しない。

[6] 障がい者手帳所持者数

- ・「身体障がい者(児)」は、身体障がい者手帳の所持者数を記入する。
- ・「身体障がい者(児)」の種別及び等級は、身体障がい者手帳の内容により記入する。また、「障がいの種別」間の重複については、各々の障がいごとに記入する。ただし、同一「障がいの種別」内の重複については、総合等級とする。
- ・「知的障がい者(児)」は、療育手帳の所持者数を記入する。
- ・「精神障がい者」は、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数を記入する。

[7] 介護保険制度 要介護認定者の状況

- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。
- ・「要介護認定者」は、介護保険制度における介護認定審査会が認定した要介護者及び要支援者の数を記入する。

[8] 乳幼児健診未受診児数

- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。

[9]～[10] 市町村立小・中学校関係共通

- ・学校基本調査に係る付帯調査により記入する。
- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。
- ・「小学校」については、「周辺地域住民」の範囲に準じ、地域住民が主に通う小学校を記入する。
- ・「中学校」についても同様に、地域住民が主に通う中学校を記入する。

[9] 市町村立中学校 卒業生及び進学等の状況

- ・「専修学校」、「各種学校」及び「高等職業技術専門学校等」には、定時制・多部制単位制・通信制課程に進学しつつ専修学校等に入学している者は含まない。また、就職しつつ専修学校等に入学している者は含む。
- ・「高等職業技術専門学校等」には、障がい者職業能力開発校を含む。

[10] 市町村立小中学校 長欠児童生徒及び就学援助利用の状況

- ・長欠者とは、年間 30 日以上欠席者について記入する。
- ・就学援助利用者とは、保護者の世帯数ではなく、経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒及び特別支援学校の児童生徒とする。

[11] 住宅及び市町村営住宅の状況

- ・公営住宅の長寿命化計画等に基づき記入する。
- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。
- ・「市町村営住宅」とは、借上げ住宅・改良住宅等を含む市町村営の公的住宅を言う。
- ・この項における「地域住民」とは、当該地域の同和対策事業等により建てられた市町村営住宅に住まう住民とする。

[12] 市町村営住宅に住まう地域住民の状況

- ・住宅の管理状況を参考に記入する。
- ・原則として調査基準日である平成 23 年 10 月 1 日のものとする。
- ・この項における「地域住民」とは、当該地域の同和対策事業等により建てられた市町村営住宅に住まう住民とする。

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活改善係 様

大阪府では、府内の市町や各種団体から、隣保館の対象とする地域の考え方や、隣保事業の内容等について、問い合わせを受けております。

つきましては、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金の適正な執行を図り、府内隣保館の円滑な事業運営を行うため、下記の疑問点についてご教示ください。

1. 隣保館が対象とする利用者(住民)の範囲について教えてください。

- (1) 隣保館設置運営要綱に記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」とは、旧法(地対財特法)で定められていた『歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域』及びその周辺のことを指しているのでしょうか。①②それぞれ具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答)

運営要綱における「①地域住民」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域の住民を示しています。

また、「②周辺地域住民」は、①で示す地域に隣接する地域の住民を示しています。

- (2) また、社会福祉法で記載されている「③近隣地域における住民」とは、どのような範囲ですか。要綱に記載されている「①地域住民」や、「②周辺地域住民」との関係から見て、具体的に、どのような範囲を言うのか教えてください。

(答)

社会福祉法第2条の隣保事業は、「隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。」とあります。

社会福祉法では、隣保館等施設の近隣地域の住民を示しています。

2. 社会福祉法（第2条）に定められる「隣保事業」について教えてください。

◇ 社会福祉法（第2条）に定められる「隣保事業」とは、「①隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること」と、「②近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」とされております。

(1) 法で定める「①隣保館等の施設を設け、・・・これを利用させること」という表現からは、条文をそのまま解釈すれば、事業の内容や使用方法に関わらず、貸館業務そのものが、隣保事業であるとの印象を受けますが、趣味のサークル活動や会議室の借上げ等のような、一般的な利用に関する貸館業務は、隣保事業の範疇ではないと考えてよろしいでしょうか。

(答)

「一般的な利用に関する貸館業務」の趣旨を確認させていただく必要がありますが、地域住民の福祉の向上の観点から行われるクラブ活動やレクリエーション活動は、隣保事業に含まれるものと考えます。

(2) また、同じ貸館でも、例えば、個人や団体が、人権啓発や地域交流事業を行うために隣保館を利用する場合、これに対する貸館は、隣保事業の一環と考えますが、いかがでしょうか。

(答)

隣保事業に含まれるものと考えます。

(3) 法では、「②近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行う」とされていますが、事業の実施主体が限定されているわけではありません。

隣保館が実施する（市町が主催する）事業だけが、隣保事業ではなく、「近隣地域における住民の生活の改善等」のため、地域住民や関係団体が実施する人権啓発や地域交流の活動も、広い意味で、隣保事業であると思われませんが、ご見解を、ご教示下さい。

(答)

社会福祉法上の隣保事業の主体は市町に限定されませんが、地域住民の生活向上を図ることを目的とする各種事業を有機的に連携させ総合的に行う必要があることから相当規模の施設を有する必要があり、隣保館等の施設を設けて各種事業を行うものとしているところです。

【連絡先】

大阪府 福祉部 地域福祉推進室
 地域福祉課 事業者育成グループ
 TEL06-6944-8950